第三者評価内容評価基準（母子生活支援施設版）　新旧対照表

別添５－２

| 改定後 | 現行 |
| --- | --- |
| Ａ－１　**こどもと母親**の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援  Ａ－１－（１）**こどもと母親**の権利擁護  Ａ①　Ａ－１－（１）－①　**こどもと母親**の権利擁護に関する取組が徹底されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**の権利擁護に関する取組が徹底されている。  ｂ）**こどもと母親**の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。  ｃ）**こどもと母親**の権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。  □**こどもと母親**の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。  （略）  □**こどもと母親**の思想・信教の自由を保障している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こどもと母親**の権利擁護の拠点である母子生活支援施設として、母親の主体性を尊重した権利擁護と子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、**こども**自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。  ○**こども**の権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。とくに、自分から声を上げられない**こども**の権利を保障するための取組は重要です。  ○**こどもと母親**に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。  （略）  ○母子生活支援施設を利用する**こどもと母親**は、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。  （略）  ○思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。また、子どもの権利条約では、**こども**の思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。  **○権利擁護の観点から、こどもの意見表明の機会を確保していくことは重要です。令和４年児童福祉法改正により、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）がこどもの意見表明を支援する事業（意見表明等支援事業）が都道府県の事業として位置付けられました。このような事業を活用しこどもの意見表明を支援していくことが重要です。**  （３）評価の留意点  ○**こどもと母親**の権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。  ○**こども**の権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。  （略）  ○**こどもと母親**の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。  ○子どもの権利条約では、**こども**の思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。  ○**こどもと母親**個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。 | Ａ－１　**母親と子ども**の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援  Ａ－１－（１）**母親と子ども**の権利擁護  Ａ①　Ａ－１－（１）－①　**母親と子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。  ｂ）**母親と子ども**の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。  ｃ）**母親と子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。  □**母親と子ども**の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。  （略）  □**母親と子ども**の思想・信教の自由を保障している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**母親と子ども**の権利擁護の拠点である母子生活支援施設として、母親の主体性を尊重した権利擁護と子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、**子ども**自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○母親の権利擁護においては、母親を権利主体として位置づけ、母親の最善の利益に配慮した支援が求められます。  ○**子ども**の権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。とくに、自分から声を上げられない**子ども**の権利を保障するための取組は重要です。  ○**母親と子ども**に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。  （略）  ○母子生活支援施設を利用する**母親と子ども**は、夫や親類などとの関係性が継続している場合があります。施設外での面会などの状況を把握しながら、施設外での虐待等の権利侵害が発生する可能性にも留意します。そうした場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。  （略）  ○思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。また、子どもの権利条約では、**子ども**の思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○**母親と子ども**の権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。  ○**子ども**の権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。  （略）  ○**母親と子ども**の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。  ○子どもの権利条約では、**子ども**の思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。  ○**母親と子ども**個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。 |
| Ａ－１－（２）権利侵害への対応  Ａ②　Ａ－１－（２）－①　いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。  （略） | Ａ－１－（２）権利侵害への対応  Ａ②　Ａ－１－（２）－①　いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。  （略） |
| Ａ③　Ａ－１－（２）－②　いかなる場合においても、**こどもや母親**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）いかなる場合においても、**こどもや母親**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。  ｂ）いかなる場合においても、**こどもや母親**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。  ｃ）**こどもや母親**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。 |   評価の着眼点  □不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、**こどもと母親**に周知している。  □不適切な行為に迅速に対応できるように、**こどもと母親**からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。  （略）  □不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、**こどもや母親**に伝え、良好な人間関係の構築を図っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こどもや母親**、もしくは**こども同士**による他の入所者等への不適切な行為の防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○日頃から、職員研修や具体的な体制整備を通じて、**こどもや母親**による他者への不適切な行為の防止について対策を講じておく必要があります。  ○身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な行為は許されないことです。  （３）評価の留意点  ○不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、**こどもや母親**に伝え、良好な人間関係の構築を図っているかを確認します。 | Ａ③　Ａ－１－（２）－②　いかなる場合においても、**母親や子ども**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）いかなる場合においても、**母親や子ども**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。  ｂ）いかなる場合においても、**母親や子ども**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。  ｃ）**母親や子ども**が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。 |   評価の着眼点  □不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、**母親と子ども**に周知している。  □不適切な行為に迅速に対応できるように、**母親と子ども**からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。  （略）  □不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、**母親や子ども**に伝え、良好な人間関係の構築を図っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**母親や子ども**、もしくは**子ども同志**による他の入所者等への不適切な行為の防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○日頃から、職員研修や具体的な体制整備を通じて、**母親や子ども**による他者への不適切な行為の防止について対策を講じておく必要があります。  ○身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な行為は許されないことです。  （３）評価の留意点  ○不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、**母親や子ども**に伝え、良好な人間関係の構築を図っているかを確認します。 |
| Ａ④　Ａ－１－（２）－③　**こども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。  ｂ）**こども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。  ｃ）**こども**に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。 |   評価の着眼点  □不適切なかかわりに迅速に対応できるように、**こども**からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。  □**こども**が自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、母親から**こども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**に対する暴力や脅かしは、**こども**の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に影響を与えてしまうことになります。  ○暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等、不適切なかかわりは許されないことを周知する必要があります。  （３）評価の留意点  ○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、**こども**への不適切なかかわりの防止について対策を講じているかを確認します。 | Ａ④　Ａ－１－（２）－③　**子ども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。  ｂ）**子ども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。  ｃ）**子ども**に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。 |   評価の着眼点  □不適切なかかわりに迅速に対応できるように、**子ども**からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。  □**子ども**が自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、母親から**子ども**に対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**に対する暴力や脅かしは、**子ども**の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に影響を与えてしまうことになります。  ○暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等、不適切なかかわりは許されないことを周知する必要があります。  （３）評価の留意点  ○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、**子ども**への不適切なかかわりの防止について対策を講じているかを確認します。 |
| Ａ－１－（３）**こどもと母親**の意向や主体性の配慮  Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　**こどもや母親**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもや母親**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。  ｂ）**こどもや母親**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。  ｃ）**こどもや母親**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。 |   評価の着眼点  □**こども**自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。  □**こども**が問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。  □活動を通して、**こども**の自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は施設内の自治会等における**こどもと母親**の意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するものです。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**自身が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養うことが必要となります。  ○母子生活支援施設では、**こどもと母親**の安定した日常生活への支援と同時に、**こどもと母親**の自主性を尊重した施設生活改善への活動の推進が求められます。このような活動は、**こどもと母親**が自らの権利を学び、生活を自らの手で改善する力を育むための支援となります。  （３）評価の留意点  ○**こどもと母親**自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて確認します。 | Ａ－１－（３）**母親と子ども**の意向や主体性の配慮  Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　**母親や子ども**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親や子ども**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。  ｂ）**母親や子ども**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。  ｃ）**母親や子ども**が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。 |   評価の着眼点  □**子ども**自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。  □**子ども**が問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。  □活動を通して、**子ども**の自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は施設内の自治会等における**母親と子ども**の意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するものです。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**自身が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養うことが必要となります。  ○母子生活支援施設では、**母親と子ども**の安定した日常生活への支援と同時に、**母親と子ども**の自主性を尊重した施設生活改善への活動の推進が求められます。このような活動は、**母親と子ども**が自らの権利を学び、生活を自らの手で改善する力を育むための支援となります。  （３）評価の留意点  ○**母親と子ども**自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて確認します。 |
| Ａ－１－（４）主体性を尊重した日常生活  Ａ⑥　Ａ－１－（４）－①　日常生活への支援は、**こどもや母親**の主体性を尊重して行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）日常生活への支援は、**こどもや母親**の主体性を尊重して行っている。  ｂ）日常生活への支援は、**こどもや母親**の主体性を尊重して行っているが、十分ではない。  ｃ）日常生活への支援において、**こどもや母親**の主体性を尊重していない。 |   評価の着眼点  □**こどもや母親**の自尊心や強みを大切にした支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。  □**こどもと母親**とに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。  □常に**こどもと母親**の主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こどもと母親**が主体的に生活する能力を引き出し、それを支え、将来の希望や夢などに繋げる寄り添った支援を行っていることを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  ○日常生活の支援において、**こどもと母親**の主体性を尊重して行っているかを確認します。 | Ａ－１－（４）主体性を尊重した日常生活  Ａ⑥　Ａ－１－（４）－①　日常生活への支援は、**母親や子ども**の主体性を尊重して行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）日常生活への支援は、**母親や子ども**の主体性を尊重して行っている。  ｂ）日常生活への支援は、**母親や子ども**の主体性を尊重して行っているが、十分ではない。  ｃ）日常生活への支援において、**母親や子ども**の主体性を尊重していない。 |   評価の着眼点  □**母親や子ども**の自尊心や強みを大切にした支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。  □**母親と子ども**とに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。  □常に**母親と子ども**の主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**母親と子ども**が主体的に生活する能力を引き出し、それを支え、将来の希望や夢などに繋げる寄り添った支援を行っていることを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  ○日常生活の支援において、**母親と子ども**の主体性を尊重して行っているかを確認します。 |
| Ａ⑦　Ａ－１－（４）－②　行事などのプログラムは、**こどもや母親**が参画しやすいように工夫し、計画・実施している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）行事などのプログラムは、**こどもや母親**が参画しやすいように計画・実施している。  ｂ）行事などのプログラムは、**こどもや母親**が参画しやすいように計画・実施しているが、十分ではない。  ｃ）行事などのプログラムが、**こどもや母親**が参画しやすいように計画・実施されていない。 |   評価の着眼点  □**こどもや母親**が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。  □**こどもと母親**の主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。  （略）  □**こどもや母親**の状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。  □行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こどもや母親**それぞれの要望を反映したプログラムの用意、参加しやすい雰囲気づくりなどの取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○行事にも目的や趣旨に沿った計画が必要で、計画的に行事を実施することが重要です。  ○行事などのプログラムが、**こどもや母親**が施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高めていくために計画されるものです。  ○参加は強制したりするものではなく、あくまでも**こどもと母親**が選択するものであることが必要です。  ○ひとり親家庭では体験しにくいスポーツやアウトドア体験等のプログラムを取り入れることも必要です。  ○**こども**向けのプログラムでは、様々な体験を通して発達の支援につながるように、内容の工夫が求められます。  （３）評価の留意点  ○**こどもと母親**の意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的をわかりやすく文書で示し、自己決定により参加できるように支援できているか確認します。  ○行事の目的や趣旨、内容や参加することのメリット等を明確にして、**こどもと母親**にわかりやすく説明がなされているか確認します。 | Ａ⑦　Ａ－１－（４）－②　行事などのプログラムは、**母親や子ども**が参画しやすいように工夫し、計画・実施している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）行事などのプログラムは、**母親や子ども**が参画しやすいように計画・実施している。  ｂ）行事などのプログラムは、**母親や子ども**が参画しやすいように計画・実施しているが、十分ではない。  ｃ）行事などのプログラムが、**母親や子ども**が参画しやすいように計画・実施されていない。 |   評価の着眼点  □**母親や子ども**が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。  □**母親や子ども**の主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。  （略）  □**母親や子ども**の状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。  □行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**母親や子ども**それぞれの要望を反映したプログラムの用意、参加しやすい雰囲気づくりなどの取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○行事にも目的や趣旨に沿った計画が必要で、計画的に行事を実施することが重要です。  ○行事などのプログラムが、**母親や子ども**が施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高めていくために計画されるものです。  ○参加は強制したりするものではなく、あくまでも**母親と子ども**が選択するものであることが必要です。  ○ひとり親家庭では体験しにくいスポーツやアウトドア体験等のプログラムを取り入れることも必要です。  ○**子ども**向けのプログラムでは、様々な体験を通して発達の支援につながるように、内容の工夫が求められます。  （３）評価の留意点  ○**母親と子ども**の意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的をわかりやすく文書で示し、自己決定により参加できるように支援できているか確認します。  ○行事の目的や趣旨、内容や参加することのメリット等を明確にして、**母親と子ども**にわかりやすく説明がなされているか確認します。 |
| Ａ－１－（５）支援の継続性とアフターケア  Ａ⑧　Ａ－１－（５）－①　**こどもと母親**が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。  ｂ）**こどもと母親**が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）退所後の支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、**こどもと母親**が適切な支援が受けられるようにしている。  □退所後も電話や来所によって施設に相談できることを**こどもと母親**に説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、入所時、入所中、退所、アフターケアに至るまで切れ目のない支援を展開し、退所後の**こどもと母親**が地域で安定した生活が出来るように支援している事を評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  **○令和４年児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件等が緩和され、都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施が可能になりました。これにより、施設退所者等が満20歳以降もこの事業を活用して同じ施設を利用し続けることが可能になりました。このような事業も活用できます。**  **○令和４年児童福祉法改正により、施設退所者等や自立支援を必要とする者に対し生活・就労・自立に関する相談等の機会や対象者の相互交流の場を提供する社会的養護自立支援拠点事業が都道府県等の事業として整備されました。自立支援を必要とする退所者等のために、このような事業を紹介するなどの取組が求められます。**  （３）評価の留意点  （略） | Ａ－１－（５）支援の継続性とアフターケア  Ａ⑧　Ａ－１－（５）－①　**母親と子ども**が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。  ｂ）**母親と子ども**が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）退所後の支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、**母親と子ども**が適切な支援が受けられるようにしている。  □退所後も電話や来所によって施設に相談できることを**母親と子ども**に説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、入所時、入所中、退所、アフターケアに至るまで切れ目のない支援を展開し、退所後の**母親と子ども**が地域で安定した生活が出来るように支援している事を評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  **（新設）**  **（新設）**  （３）評価の留意点  （略） |
| Ａ－２　支援の質の確保  Ａ－２－（１）支援の基本  Ａ⑨　Ａ－２－（１）－①　**こどもと母親**それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。  ｂ）**こどもと母親**それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**がそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。  □**こどもと母親**の課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。  □**こどもと母親**が、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、課題の解決・軽減に向けた専門的な支援を行うに当たり､適切な職員を配置し、課題を十分理解した上で、**こどもと母親**に対して、説明と同意、自己選択、自己決定等に配慮した取組を行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○支援を行うには、まず**こどもと母親**の現在の状況をしっかり把握し、そのニーズを確定させることが大切です。その上で人としての尊厳を重視し**こどもと母親**が権利主体であることをふまえて、自己決定ができる支援、また課題の多様化・複雑化に対応した支援が必要となります。  （３）評価の留意点  ○基本的な支援のスタンスとして、**こどもと母親**がそれぞれ個別に抱える課題、家族として抱える課題をアセスメントによって明らかにし、それぞれのニーズに応じた専門的な支援が計画的に行われているか確認します。 | Ａ－２　支援の質の確保  Ａ－２－（１）支援の基本  Ａ⑨　Ａ－２－（１）－①　**母親と子ども**それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。  ｂ）**母親と子ども**それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**がそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。  □**母親と子ども**の課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。  □**母親と子ども**が、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、課題の解決・軽減に向けた専門的な支援を行うに当たり､適切な職員を配置し、課題を十分理解した上で、**母親と子ども**に対して、説明と同意、自己選択、自己決定等に配慮した取組を行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○支援を行うには、まず**母親と子ども**の現在の状況をしっかり把握し、そのニーズを確定させることが大切です。その上で人としての尊厳を重視し**母親と子ども**が権利主体であることをふまえて、自己決定ができる支援、また課題の多様化・複雑化に対応した支援が必要となります。  （３）評価の留意点  ○基本的な支援のスタンスとして、**母親と子ども**がそれぞれ個別に抱える課題、家族として抱える課題をアセスメントによって明らかにし、それぞれのニーズに応じた専門的な支援が計画的に行われているか確認します。 |
| Ａ－２－（２）入所初期の支援  Ａ⑩　Ａ－２－（２）－①　入所に当たり、**こどもと母親**それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）入所に当たり、**こどもと母親**それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。  ｂ）入所に当たり、**こどもと母親**それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）生活や精神的な安定に向けた支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □**こどもと母親**が安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。  □**こども**が保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。  □必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。  □居室は、**こどもと母親**が生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。  □身体に障害のある**こどもや母親**に対しても、安全に生活ができるように配慮している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、入所後、**こどもと母親**が生活を開始し、生活を立て直していくために必要な施設の環境や支援体制が、**こどもと母親**が安心できる生活に配慮したものになっているかどうか、施設の支援や取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○さまざまな事由や課題を抱えて入所をした**こどもと母親**にとって、入所初期は質的・量的に濃密な支援が必要となります。入所初期のアセスメントに基づき、日常生活支援からからさまざまな課題への対応について、安心して施設生活がスタートできるように支援することが必要となります。  （３）評価の留意点  ○施設への入所は、**こども、母親**ともに、新しい生活への不安や戸惑いを伴います。そのため、施設での生活にスムーズに移行できるように、様々な情報提供や生活環境の整備、ニーズに応じた支援等、ハード・ソフトの両面からのアプローチが行われていることを確認します。  （略） | Ａ－２－（２）入所初期の支援  Ａ⑩　Ａ－２－（２）－①　入所に当たり、**母親と子ども**それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）入所に当たり、**母親と子ども**それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。  ｂ）入所に当たり、**母親と子ども**それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）生活や精神的な安定に向けた支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □**母親と子ども**が安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。  □**子ども**が保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。  □必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。  □居室は、**母親と子ども**が生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。  □身体に障害のある**母親や子ども**に対しても、安全に生活ができるように配慮している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、入所後、**母親と子ども**が生活を開始し、生活を立て直していくために必要な施設の環境や支援体制が、**母親と子ども**が安心できる生活に配慮したものになっているかどうか、施設の支援や取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○さまざまな事由や課題を抱えて入所をした**母親と子ども**にとって、入所初期は質的・量的に濃密な支援が必要となります。入所初期のアセスメントに基づき、日常生活支援からからさまざまな課題への対応について、安心して施設生活がスタートできるように支援することが必要となります。  （３）評価の留意点  ○施設への入所は、**母親、子ども**ともに、新しい生活への不安や戸惑いを伴います。そのため、施設での生活にスムーズに移行できるように、様々な情報提供や生活環境の整備、ニーズに応じた支援等、ハード・ソフトの両面からのアプローチが行われていることを確認します。  （略） |
| Ａ－２－（３）母親への日常生活支援  Ａ⑪　Ａ－２－（３）－①　母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○母親の安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、その基となる衣・食・住の安定や生活スキルの向上への支援を行うことや、経済的な安定を図るための諸制度・諸手当の活用をすすめるための支援が必要となります。また、母親の就労や病気等で家事や子育てが困難な場合も、職員が養育や家事を支援し、**こどもと母親**の不安を取り除いていくことが必要です。  **○母親から相談を受ける際は、母親の状況に応じて相談しやすいように方法を工夫することも考えられます。**  **○母親が安定した家庭生活を営むために、必要に応じて医療機関などの他機関と連携しながら支援を行っていくことが重要です。**  （３）評価の留意点  ○母親の生育歴、生活歴や現在の生活スキルを踏まえ**、母親の状況に応じた方法の工夫や必要な他機関との連携を行いながら**支援を行っているか確認します。 | Ａ－２－（３）母親への日常生活支援  Ａ⑪　Ａ－２－（３）－①　母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○母親の安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、その基となる衣・食・住の安定や生活スキルの向上への支援を行うことや、経済的な安定を図るための諸制度・諸手当の活用をすすめるための支援が必要となります。また、母親の就労や病気等で家事や子育てが困難な場合も、職員が養育や家事を支援し、**母親と子ども**の不安を取り除いていくことが必要です。  **（新設）**  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○母親の生育歴、生活歴や現在の生活スキルを踏まえ**て**支援を行っているか確認します。 |
| Ａ⑫　Ａ－２－（３）－②　母親の子育てのニーズに対応するとともに、**こども**との適切なかかわりができるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）母親の子育てのニーズに対応するとともに、**こども**との適切なかかわりができるよう支援している。  ｂ）母親の子育てのニーズに対応するとともに、**こども**とのかかわりができるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）母親の子育てのニーズへの対応や**こども**との適切なかかわりができるための支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □母親の状況に応じ、**こども**の保育所・学校等への送迎の支援を行っている。  □母親が**こども**を客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。  （略）  □必要に応じて、**こども**が通う保育所や学校と連携している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、母親のニーズや状況に応じて、職員が母親に代わって育児を行ったり、母親の役割を担ったりする代替的支援を行うなど、**こども**支援・子育て支援の両面にわたる支援について評価します。  （２）趣旨・解説  ○母親が安心して子育てをおこなうために、適切な養育環境の提供や育児に対する不安や負担の軽減が求められます。そのため、**こどもと母親**の状況に応じた子育て支援が必要です。  （３）評価の留意点  ○母親が安心して子育てに向かえるようになるためには、職員が**こども**の育ちにかかわり、見守りや相談などの支援を行うことが求められます。また、虐待等の不適切なかかわりに対する見守りや介入などの支援が行われているか確認します。 | Ａ⑬　Ａ－２－（３）－②　母親の子育てのニーズに対応するとともに、**子ども**との適切なかかわりができるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）母親の子育てのニーズに対応するとともに、**子ども**との適切なかかわりができるよう支援している。  ｂ）母親の子育てのニーズに対応するとともに、**子ども**とのかかわりができるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）母親の子育てのニーズへの対応や**子ども**との適切なかかわりができるための支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □母親の状況に応じ、**子ども**の保育所・学校等への送迎の支援を行っている。  □母親が**子ども**を客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。  （略）  □必要に応じて、**子ども**が通う保育所や学校と連携している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、母親のニーズや状況に応じて、職員が母親に代わって育児を行ったり、母親の役割を担ったりする代替的支援を行うなど、**子ども**支援・子育て支援の両面にわたる支援について評価します。  （２）趣旨・解説  ○母親が安心して子育てをおこなうために、適切な養育環境の提供や育児に対する不安や負担の軽減が求められます。そのため、**母親と子ども**の状況に応じた子育て支援が必要です。  （３）評価の留意点  ○母親が安心して子育てに向かえるようになるためには、職員が**子ども**の育ちにかかわり、見守りや相談などの支援を行うことが求められます。また、虐待等の不適切なかかわりに対する見守りや介入などの支援が行われているか確認します。 |
| Ａ⑬　Ａ－２－（３）－③　母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □施設内の他の**こどもや母親**との間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○施設内の他の**こどもと母親**との交流を促すなど、母親が自立するための支えとなる関係づくりへの支援が行われているか確認します。 | Ａ⑬　Ａ－２－（３）－③　母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □施設内の他の**母親やこども**との間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○施設内の他の**母親と子ども**との交流を促すなど、母親が自立するための支えとなる関係づくりへの支援が行われているか確認します。 |
| Ａ－２－（４）**こども**への支援  Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　健やかな**こども**の育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）健やかな**こども**の育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。  ｂ）健やかな**こども**の育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）養育・保育に関する支援を行っていない。 |   評価の着眼点  □**こども**の成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。  □放課後の**こども**の生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。  □ＤＶを目撃した**こども**を含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な**こども**に対しては、必要に応じて個別に対応し、**こども**の状況に応じた支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価では、**こども**の成長・発達の段階や**こども**の環境に配慮して、健やかな育ちを保障する取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**が、**こども**らしくのびのびと健やかに育つためには、見守りとともに、必要に応じて養育や保育への支援が求められます。**こども**の年齢相応の発達を保障するためには、**こども**の生活環境に留意しながら、個々へのアプローチと集団活動の両面から関わるなど、**こども**の年齢と発達の状況に応じた支援が必要です。  ○施設では、**こどもと母親**の関係を構築するための保育、保育所に入所できない**こども**の保育、早朝・夜間・休日等の保育、**こども**の病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育、母親のレスパイトのための保育等、ニーズに応じた様々な保育支援を行っています。  ○**こども**一人一人の個別性を重視し、必要なアセスメントを行った自立支援計画を活用した支援が重要です。  （３）評価の留意点  ○母親が安心して自立へ向けた活動を行うためには、施設内での保育に関する支援が必要となります。保育所に通所できない乳幼児の保育や、保育時間外の保育など、**こどもや母親**のニーズに応じたきめ細やかな支援が行われているのかを確認します。 | Ａ－２－（４）**子ども**への支援  Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　健やかな**子ども**の育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）健やかな**子ども**の育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。  ｂ）健やかな**子ども**の育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）養育・保育に関する支援を行っていない。 |   評価の着眼点  □**子ども**の成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。  □放課後の**子ども**の生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。  □ＤＶを目撃した**子ども**を含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な**子ども**に対しては、必要に応じて個別に対応し、**子ども**の状況に応じた支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価では、**子ども**の成長・発達の段階や**子ども**の環境に配慮して、健やかな育ちを保障する取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**が、**子ども**らしくのびのびと健やかに育つためには、見守りとともに、必要に応じて養育や保育への支援が求められます。**子ども**の年齢相応の発達を保障するためには、**子ども**の生活環境に留意しながら、個々へのアプローチと集団活動の両面から関わるなど、**子ども**の年齢と発達の状況に応じた支援が必要です。  ○施設では、**母親と子ども**の関係を構築するための保育、保育所に入所できない**子ども**の保育、早朝・夜間・休日等の保育、**子ども**の病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育、母親のレスパイトのための保育等、ニーズに応じた様々な保育支援を行っています。  ○**子ども**一人一人の個別性を重視し、必要なアセスメントを行った自立支援計画を活用した支援が重要です。  （３）評価の留意点  ○母親が安心して自立へ向けた活動を行うためには、施設内での保育に関する支援が必要となります。保育所に通所できない乳幼児の保育や、保育時間外の保育など、**母親や子ども**のニーズに応じたきめ細やかな支援が行われているのかを確認します。 |
| Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　**こども**が自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**が自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。  ｂ）**こども**が自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □進学や就職への支援について、**こどもと母親**双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。  （略）  □**こども**一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**の学習する権利を保障し、**こども**の学習意欲を引き出すとともに年齢に応じた進路等の相談体制への取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**の学習権を保障するためには、進路に対する悩み事や相談にのり、**こども**自身が希望を持って、自らの進路を選択できるように支援します。また、母親の理解を得ることも大切です。  ○自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の**こども**の表情や態度から、悩みや思いの理解に努めます。  ○学習のための環境づくりには、静かで落ち着いた個別のスペースや学習室を整備するとともに、学習ボランティアの導入など物的・人的な環境整備が必要です。  ○**こども**一人一人の個別性に着眼した相談・支援が重要です。  （３）評価の留意点  ○**こども**が自立に必要な力を身につけるためには、**こども**の学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援が求められます。そのためには、**こども**が落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、日常の学習面での支援、学校との連携が必要となります。 | Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　**子ども**が自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**が自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。  ｂ）**子ども**が自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □進学や就職への支援について、**母親と子ども**双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。  （略）  □**子ども**一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**の学習する権利を保障し、**子ども**の学習意欲を引き出すとともに年齢に応じた進路等の相談体制への取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**の学習権を保障するためには、進路に対する悩み事や相談にのり、**子ども**自身が希望を持って、自らの進路を選択できるように支援します。また、母親の理解を得ることも大切です。  ○自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の**子ども**の表情や態度から、悩みや思いの理解に努めます。  ○学習のための環境づくりには、静かで落ち着いた個別のスペースや学習室を整備するとともに、学習ボランティアの導入など物的・人的な環境整備が必要です。  ○**子ども**一人一人の個別性に着眼した相談・支援が重要です。  （３）評価の留意点  ○**子ども**が自立に必要な力を身につけるためには、**子ども**の学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援が求められます。そのためには、**子ども**が落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、日常の学習面での支援、学校との連携が必要となります。 |
| Ａ⑯　Ａ－２－（４）－③　**こども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**こども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**こども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。  ｂ）**こども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**こども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。  ｃ）**こども**に、人との関係づくりに関する支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**こども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについてのさまざまな支援を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**への支援では、まず人との関係のなかで心地よさを経験する支援が必要です。安らぎと心地よさを体験することは、自分の存在を肯定することや、社会性を養うために必要です。  ○信頼できる大人とは、**こども**を受け入れ、関心を向けてかかわってくれる大人です。そうした大人によって自分を肯定され、認められる体験を通して、人とのかかわりのあり方を学ぶことができます。  ○身体的・精神的虐待を受けた**こども**にとって、安らぎと心地よさを与えてくれるおとながいるという体験は、自身の社会性を養う上では必要不可欠であり、様々なおとなとのかかわりの中で、安らぎや心地よさにも、多様な形態があることを体感する必要があります。  ○専門的なプログラムとは、コミュニケーションのスキルを上げる様々なプログラムのことです。  ○グループワークを積極的に取り入れて、**こども**どうしの育ちあう力を活用し、個人の発達・成長や**こども**どうしの関係性を養うよう支援します。  （３）評価の留意点  ○**こども**自身が安らぎや心地よさを、母親や他の**こども**と共感できる支援や、安らぎや心地よい空間を自身がつくる体験を支援しているのか確認します。 | Ａ⑯　Ａ－２－（４）－③　**子ども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**子ども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**子ども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。  ｂ）**子ども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**子ども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。  ｃ）**子ども**に、人との関係づくりに関する支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**に安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、**子ども**どうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについてのさまざまな支援を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**への支援では、まず人との関係のなかで心地よさを経験する支援が必要です。安らぎと心地よさを体験することは、自分の存在を肯定することや、社会性を養うために必要です。  ○信頼できる大人とは、**子ども**を受け入れ、関心を向けてかかわってくれる大人です。そうした大人によって自分を肯定され、認められる体験を通して、人とのかかわりのあり方を学ぶことができます。  ○身体的・精神的虐待を受けた**子ども**にとって、安らぎと心地よさを与えてくれるおとながいるという体験は、自身の社会性を養う上では必要不可欠であり、様々なおとなとのかかわりの中で、安らぎや心地よさにも、多様な形態があることを体感する必要があります。  ○専門的なプログラムとは、コミュニケーションのスキルを上げる様々なプログラムのことです。  ○グループワークを積極的に取り入れて、**子ども**どうしの育ちあう力を活用し、個人の発達・成長や**子ども**どうしの関係性を養うよう支援します。  （３）評価の留意点  ○**子ども**自身が安らぎや心地よさを、母親や他の**子ども**と共感できる支援や、安らぎや心地よい空間を自身がつくる体験を支援しているのか確認します。 |
| Ａ⑰　Ａ－２－（４）－④　**こども**の年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**の年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。  ｂ）**こども**の年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）**こども**の年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。 |   評価の着眼点  □性をタブー視せず、**こども**の疑問や不安に正確な知識を持って応えている。  （略）  □必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や**こども**に対して実施している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**の性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**の年齢・発達段階によって、学校では性教育の場を設けています。しかし、ＤＶ被害や虐待を受けた**こども**の中には、性について誤った知識を持っているケースもあります。そのため、それぞれの**こども**の年齢や発達にあわせて、正しい知識を得る機会を設けることが必要です。  ○日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。  ○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。  （３）評価の留意点  ○**こども**が性に対して正しい知識を得るために、その年齢に応じて施設がどのような取組をしているかを評価するものです。 | Ａ⑰　Ａ－２－（４）－④　**子ども**の年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**の年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。  ｂ）**子ども**の年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）**子ども**の年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。 |   評価の着眼点  □性をタブー視せず、**子ども**の疑問や不安に正確な知識を持って応えている。  （略）  □必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や**子ども**に対して実施している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**の性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**の年齢・発達段階によって、学校では性教育の場を設けています。しかし、ＤＶ被害や虐待を受けた**子ども**の中には、性について誤った知識を持っているケースもあります。そのため、それぞれの**子ども**の年齢や発達にあわせて、正しい知識を得る機会を設けることが必要です。  ○日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。  ○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。  （３）評価の留意点  ○**子ども**が性に対して正しい知識を得るために、その年齢に応じて施設がどのような取組をしているかを評価するものです。 |
| Ａ－２－（５）ＤＶ被害からの回避・回復  Ａ⑱　Ａ－２－（５）－①　**こどもと母親**の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。  ｂ）**こどもと母親**の緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**の緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。 |   評価の着眼点  □緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。  □２４時間の受け入れや広域利用など、広く**こどもと母親**の緊急利用を受け入れている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○曜日や時間、地域等にこだわることなく、保護を必要とする**こどもと母親**の緊急利用を広く受け入れることが、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つです。  （略）  ○ＤＶ被害者や虐待を受けた**こども**への支援において、職員による２４時間の支援体制は大変重要なことであると言えます。  ○**こども**の安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行う場合があります。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ａ－２－（５）ＤＶ被害からの回避・回復  Ａ⑱　Ａ－２－（５）－①　**母親と子ども**の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。  ｂ）**母親と子ども**の緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**の緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。 |   評価の着眼点  □緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。  □２４時間の受け入れや広域利用など、広く**母親と子ども**の緊急利用を受け入れている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○曜日や時間、地域等にこだわることなく、保護を必要とする**母親と子ども**の緊急利用を広く受け入れることが、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つです。  （略）  ○ＤＶ被害者や虐待を受けた**子ども**への支援において、職員による２４時間の支援体制は大変重要なことであると言えます。  ○**子ども**の安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行う場合があります。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| Ａ⑲　Ａ－２－（５）－②　**こどもと母親**の安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**の安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。  ｂ）**こどもと母親**の安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**の安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □ＤＶ加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、**こどもと母親**の意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○ＤＶ被害によって心や身体が傷ついた母親、そして、それに間近で接してきた**こども**の精神的なストレスは計り知れません。そうした被害体験からの回復を図るためには、**こどもと母親**への精神的なフォローを行うとともに、離婚等に向けて弁護士などの専門家と共働し支援体制を構築し、一日も早く**こどもと母親**が望む安心できる暮らしが実現できるよう支援します。  ○保護命令や支援措置・ＤＶ相談証明などのＤＶ被害者を保護するための制度を活用するときは、その制度の内容、方法、リスク等について十分説明し、母親の同意を得てから手続き等を進めます。  ○ＤＶ被害によって心身が疲弊している状態にある母親には、必要に応じて手続きや調停や裁判などに同行し、状況に応じて代弁等の支援を行います。  ○不測の事態によって、ＤＶ加害者に**こどもと母親**の所在が知られてしまった場合は、安全確保を優先して対応します。速やかに福祉事務所等と対応策を協議し、対処方法や今後の見通し等について、**こどもと母親**に十分な説明を行い、それらの対応についての意思確認を行います。  （３）評価の留意点  （略） | Ａ⑲　Ａ－２－（５）－②　**母親と子ども**の安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**の安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。  ｂ）**母親と子ども**の安全確保のために、ＤＶ防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**の安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □ＤＶ加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、**母親と子ども**の意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○ＤＶ被害によって心や身体が傷ついた母親、そして、それに間近で接してきた**子ども**の精神的なストレスは計り知れません。そうした被害体験からの回復を図るためには、**母親と子ども**への精神的なフォローを行うとともに、離婚等に向けて弁護士などの専門家と共働し支援体制を構築し、一日も早く**母親と子ども**が望む安心できる暮らしが実現できるよう支援します。  ○保護命令や支援措置・ＤＶ相談証明などのＤＶ被害者を保護するための制度を活用するときは、その制度の内容、方法、リスク等について十分説明し、母親の同意を得てから手続き等を進めます。  ○ＤＶ被害によって心身が疲弊している状態にある母親には、必要に応じて手続きや調停や裁判などに同行し、状況に応じて代弁等の支援を行います。  ○不測の事態によって、ＤＶ加害者に**母親と子ども**の所在が知られてしまった場合は、安全確保を優先して対応します。速やかに福祉事務所等と対応策を協議し、対処方法や今後の見通し等について、**母親と子ども**に十分な説明を行い、それらの対応についての意思確認を行います。  （３）評価の留意点  （略） |
| Ａ⑳　Ａ－２－（５）－③　心理的ケア等を実施し、ＤＶの影響からの回復を支援している。  （略） | Ａ⑳　Ａ－２－（５）－③　心理的ケア等を実施し、ＤＶの影響からの回復を支援している。  （略） |
| Ａ－２－（６）**こども**の虐待状況への対応  Ａ㉑　Ａ－２－（６）－①　被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □**こども**と個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。  □**こども**一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**の権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともにそれを保障するための支援を提供していることと、虐待経験のある**こども**を専門的な視点から理解して、虐待体験から回復する専門的なかかわりや、虐待から**こども**を守る支援を行っていることについて評価します。  （２）趣旨・解説  ○虐待を受けた**こども**に対しては、安心できる生活の提供、**こども**への心理的援助、安定した人間関係の中で大切にされる体験を積み重ねることで自己肯定感の回復や自尊心の形成に向けた支援が重要です。  ○**こども**の行動の背景にある意味を理解し、**こども**に寄り添い、生活を守り成長を促進する支援が重要です。  （３）評価の留意点  ○**こども**と個別に関わる機会を作り、共感的に**こども**の話しを聞き、自分の気持ちをゆっくり安心して話せる時間は重要です。カウンセリング等の専門的ケアの時間の保障や、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援、心理的プログラムの取組がされている確認します。 | Ａ－２－（６）**子ども**の虐待状況への対応  Ａ㉑　Ａ－２－（６）－①　被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □**子ども**と個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。  □**子ども**一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**の権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともにそれを保障するための支援を提供していることと、虐待経験のある**子ども**を専門的な視点から理解して、虐待体験から回復する専門的なかかわりや、虐待から**子ども**を守る支援を行っていることについて評価します。  （２）趣旨・解説  ○虐待を受けた**子ども**に対しては、安心できる生活の提供、**子ども**への心理的援助、安定した人間関係の中で大切にされる体験を積み重ねることで自己肯定感の回復や自尊心の形成に向けた支援が重要です。  ○**子ども**の行動の背景にある意味を理解し、**子ども**に寄り添い、生活を守り成長を促進する支援が重要です。  （３）評価の留意点  ○**子ども**と個別に関わる機会を作り、共感的に**子ども**の話しを聞き、自分の気持ちをゆっくり安心して話せる時間は重要です。カウンセリング等の専門的ケアの時間の保障や、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援、心理的プログラムの取組がされている確認します。 |
| Ａ－２－（７）家族関係への支援  Ａ㉒　Ａ－２－（７）－①　**家族関係の構築や安定のためにこどもや母親**の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**家族関係の構築や安定のためにこどもや母親**の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。  ｂ）**家族関係の構築や安定のためにこどもや母親**の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分でない。  ｃ）**こどもや母親**の家族関係の調整を行っていない。 |   評価の着眼点  □母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。  □**こども**の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。  □家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。  □必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**家族関係の構築や安定のためのこどもと母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援について**評価します。  （２）趣旨・解説  **○家族としての関係が安定するよう、こどもと母親双方の代弁や調整を行い、親子関係の強化、構築を図っていく必要があります。**  **○家族の課題や状況を見極め、その現象の背景にある事実や思いを把握するとともに、こどもと母親の相互作用を活用し、不適切な関係を調整し、良好な関係を構築するための支援を行います。**  **○こどもにとっての最善の利益、母親の権利を十分考慮しながら、こどもも母親も自分の感情や思いを表現できるように支援を行い、母子関係やきょうだい関係、生活自体を客観的な視点で捉えることができるような支援を行います。**  ○**こどもと母親**が抱えている悩みや不安は、それぞれ異なります。母親の思いやニーズ、**こども**の思いとニーズを的確に捉えて、どちらの思いやニーズも尊重できるような支援が求められます。また、時間をかけて繰り返し、お互いの代弁や調整を行うことが必要です。  ○ペアレントトレーニング等の具体的プログラムを活用して、家族関係調整を行うことも必要です。  **〇令和４年児童福祉法改正により、親子関係の再構築等が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。**  **○令和4年児童福祉法改正により、こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対して講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施する親子関係形成支援事業が市町村の事業として位置づけられました。このような事業も活用できます。**  **○また、親子分離により、こどもが児童養護施設等の他施設に入所している場合は、児童相談所や当該施設と連携しながら、家族関係の調整を行い、円滑な家族関係の構築に向けた支援を行います。**  （３）評価の留意点  ○**こどもと母親**の感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計が異なる場合、それぞれの関係を尊重して相談に応じ、調整を行っているか確認します。 | Ａ－２－（７）家族関係への支援  Ａ㉒　Ａ－２－（７）－①　**母親や子ども**の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親や子ども**の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。  ｂ）**母親や子ども**の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分でない。  ｃ）**母親や子ども**の家族関係の調整を行っていない。 |   評価の着眼点  □母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。  □**子ども**の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。  □家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。  □必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**子どもにとっての最善の利益、母親の権利を十分考慮しながら、母親も子どもも自分の感情や思いを表現できるように支援を行い、母子関係や兄弟関係、生活自体を客観的な視点で捉えることができるような支援の提供を**評価します。  （２）趣旨・解説  **（新設）**  **（新設）**  **（新設）**  ○**母親と子ども**が抱えている悩みや不安は、それぞれ異なります。母親の思いやニーズ、**子ども**の思いとニーズを的確に捉えて、どちらの思いやニーズも尊重できるような支援が求められます。また、時間をかけて繰り返し、お互いの代弁や調整を行うことが必要です。  ○ペアレントトレーニング等の具体的プログラムを活用して、家族関係調整を行うことも必要です。  **（新設）**  **（新設）**  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○**母親と子ども**の感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計が異なる場合、それぞれの関係を尊重して相談に応じ、調整を行っているか確認します。 |
| Ａ－２－（８）特別な配慮の必要な**こども、母親**への支援  Ａ㉓　Ａ－２－（８）－①　障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**こどもと母親**に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**こどもと母親**に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。  ｂ）障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**こどもと母親**に対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。  ｃ）障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**こどもと母親**に対する支援を適切に行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □障害や精神疾患がある場合や外国人の**こどもや母親**へは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、障害や精神疾患その他の配慮が必要な**こどもと母親**が、主体的に生きるための支援の実施について評価します。  （２）趣旨・解説  ○障害や精神疾患、外国人の**こどもと母親**には、様々な社会的資源を活用した、多方面のサポート体制の構築が必要です。  （３）評価の留意点  ○障害や精神疾患のある場合、外国人の場合など、それぞれの状況に応じた必要な支援を行なわれているか確認します。  ○配慮が必要な**こどもや母親**への支援は、必要に応じて関係機関と連携していることを確認します。 | Ａ－２－（８）特別な配慮の必要な**母親、子ども**への支援  Ａ㉓　Ａ－２－（８）－①　障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**母親と子ども**に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**母親と子ども**に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。  ｂ）障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**母親と子ども**に対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。  ｃ）障害や精神疾患、その他の配慮が必要な**母親と子ども**に対する支援を適切に行っていない。 |   評価の着眼点  （略）  □障害や精神疾患がある場合や外国人の**母親や子ども**へは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、障害や精神疾患その他の配慮が必要な**母親と子ども**が、主体的に生きるための支援の実施について評価します。  （２）趣旨・解説  ○障害や精神疾患、外国人の**母親と子ども**には、様々な社会的資源を活用した、多方面のサポート体制の構築が必要です。  （３）評価の留意点  ○障害や精神疾患のある場合、外国人の場合など、それぞれの状況に応じた必要な支援を行なわれているか確認します。  ○配慮が必要な**母親や子ども**への支援は、必要に応じて関係機関と連携していることを確認します。 |
| Ａ－２－（９）就労支援  Ａ㉔　Ａ－２－（９）－①　母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。  （略） | Ａ－２－（９）就労支援  Ａ㉔　Ａ－２－（９）－①　母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。  （略） |
| Ａ㉕　Ａ－２－（９）－②　就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。  （略） | Ａ㉕　Ａ－２－（９）－②　就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。  （略） |